

第 80 号議案

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例において引用する法の条項について改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の再任用に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。